

県における取組について

徳島県保健福祉部医療政策課

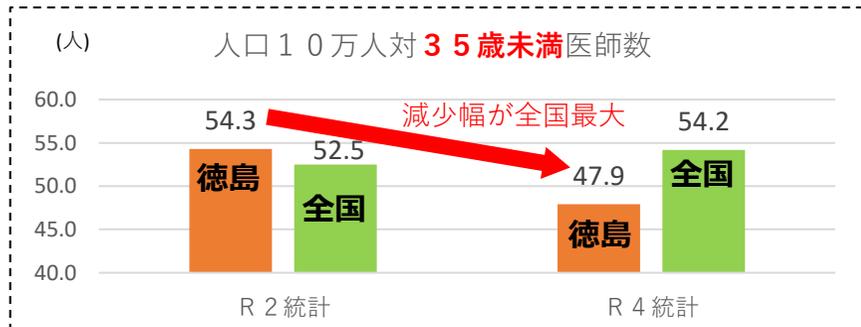
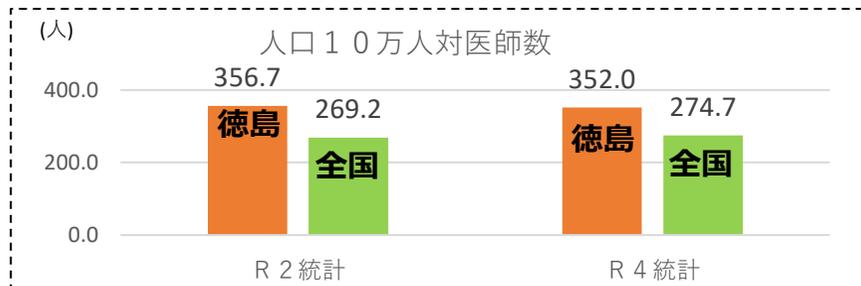
本県の現状と課題

医師の高齢化の進行

- 本県の医療施設従事医師の平均年齢は「54.2歳」であり、全国で1番高い
※R4年医師・歯科医師・薬剤師統計より

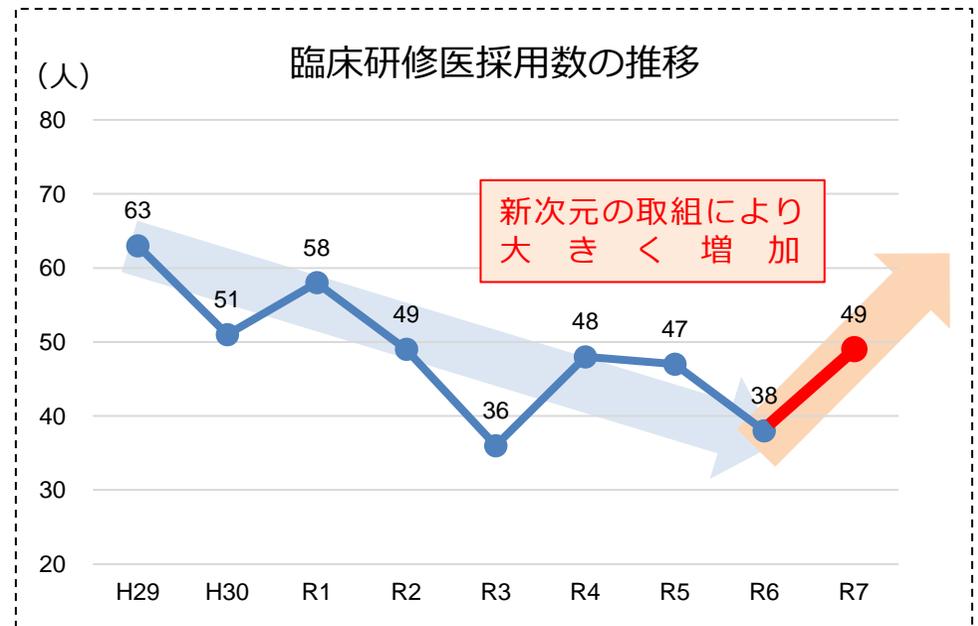
人口当たりの医師数の状況

- 本県の人口当たりの医師数は総数が多いが、「35歳未満医師数」の減少幅が全国最大



臨床研修医の確保

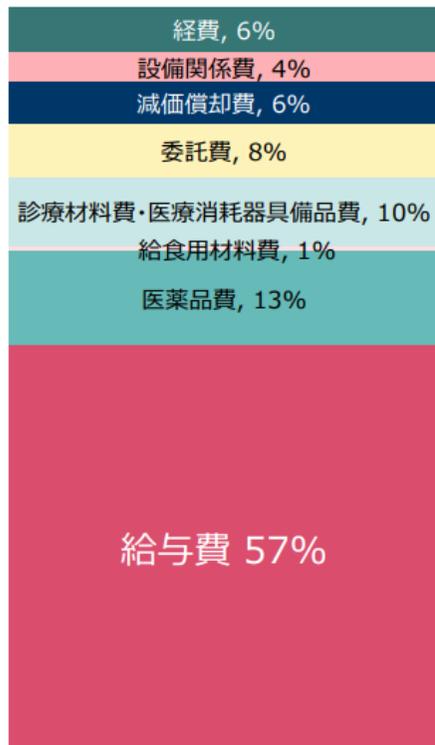
- 近年の「臨床研修医」は減少傾向であったが、R7は、増加に転じている。



病院の経営状況について

病院において、大きな割合を占める給与費（人件費）の増加や、病床利用率の減少により、一般病院を中心に**病院の医業利益率は低下傾向**

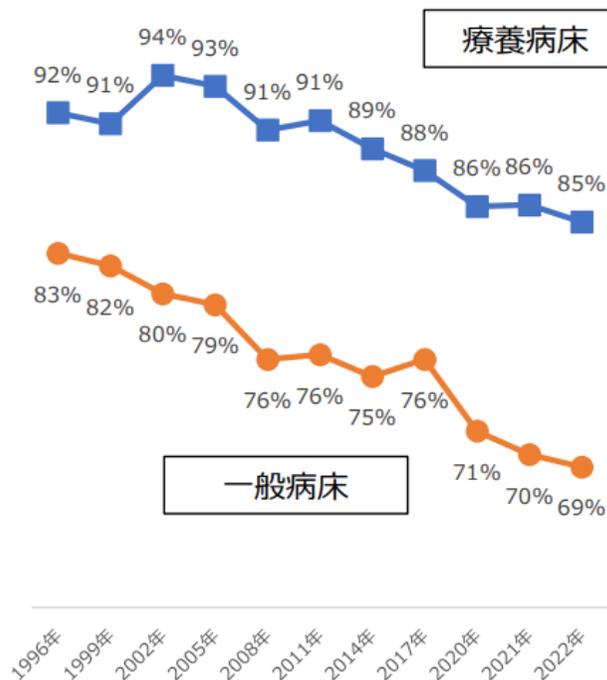
一般病院の費用構造



医業・介護収益に占める比率

資料出所：医療経済実態調査（令和5年調査）

病床利用率の推移



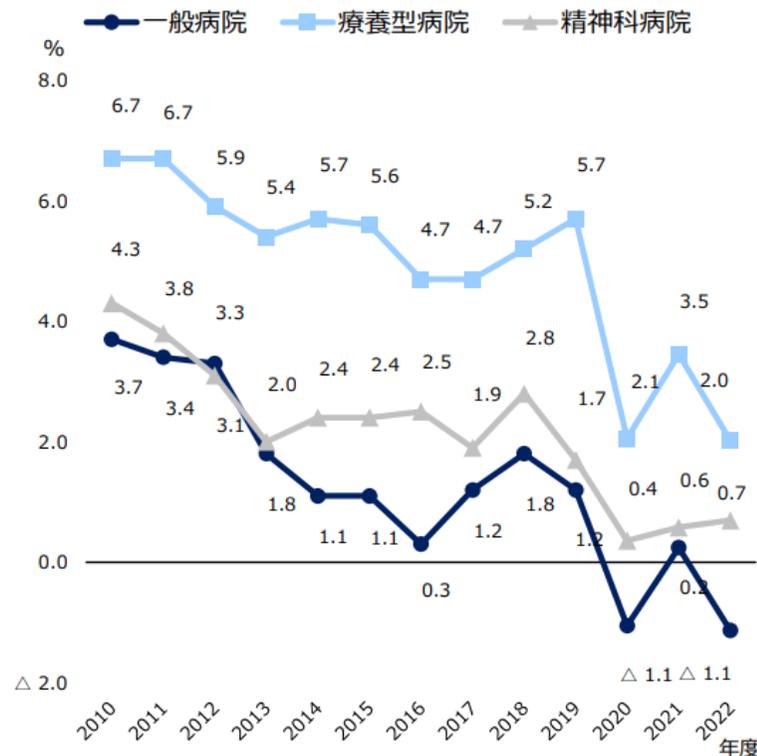
資料出所：厚生労働省「病院報告」

※1 療養病床については、平成8～11年は療養型病床群、平成14年は療養病床及び経過の旧療養型病床群の数値である。

※2 一般病床については、平成8～11年まではその他の病床（療養型病床群を除く。）、平成14年は一般病床及び経過の旧その他の病床（経過の旧療養型病床群を除く。）の数値である。

注) 2020年以降、コロナの影響があることに留意が必要

病院の医業利益率の推移



注1) コロナ対応等の補助金について、多くの病院では医業外収益に計上しているものの、一部の病院では医業収益内や特別利益に計上している。そのため、医業利益率については、一部の補助金収益が含まれている点に留意されたい

注2) コロナ対応のかかり増し経費等は医業費用として計上される一方、注1のとおり補助金収益の計上先は異なるため、医業利益率と経常利益率の間には乖離が生じている。

出典：「2022年度 病院の経営状況について」WAM Research Reportより

「一時金支援制度」【拡充】

目的：出身地や出身大学を問わず、県内で研修を行う「すべての医師（※）」へ支援対象を拡大することで、若手医師の確保を更に推進
(※) 徳島大学医学部地域特別枠や自治医科大学卒業医師等を除く

事業概要：県内で初期臨床研修等を行う際に一時金を給付
（ 初期臨床研修・・・100万円
 専 門 研 修・・・200万円 ）

募集人数：60名

「医師修学資金貸与制度」【拡充】

目的：徳島大学医学部・地域特別枠学生の卒業後の県内定着を促進

事業概要：大学在学中に奨学金（入学金、授業料、生活費）を貸与し、卒業後に本県の公立・公的医療機関で一定期間（貸与期間の1.5倍の期間）、医師として従事した場合に返還を免除

募集人数：17名 ※別途、県外医学部へ進学した県内出身生への貸与制度あり（5名）

医療従事者確保対策の充実・強化（R7年度）②

「徳島県版医療ワーケーション」の展開【新規】

目的：県外医療従事者のニーズと県内医療機関の求人をマッチングさせることで、医療現場の「ひっ迫緩和」や、常勤職員の「負担軽減」を図る。

事業概要：(1) 対象者（マッチングを行う者）

徳島県外に在住する医師、看護職員

※県内在住者は対象外

(2) 対象医療機関（マッチングを行う先）

県内の公立・公的医療機関

※医療機関で従事した際の日当や手当は、各医療機関が負担

実施方法：民間事業者へ委託（人材コンサルティング業務、旅行プランニング等支援、広報媒体制作 等）

「移住支援制度」の創設【新規】

目的：全国から「即戦力となる人材」を本県に呼び込むため、県外から徳島へ移住する医療従事者（医師・看護職員）への新たな支援制度を創設

事業概要：県外医療機関で従事する医師・看護職員が本県へ移住し、県内の「公立・公的医療機関」の常勤職員として就職する場合に「移住支援金」を交付

【支給額】対象1世帯150万円（単身世帯は90万円）

県南地域における「医療MaaS(マース)」の導入について

「オンライン診療機能を備えた車両と病院」を結んだ巡回・訪問診療（県病院局）

目的：医療機器とオンライン診療機能を備えた医療MaaS車両を活用し、「医師の地域偏在」や「医師の高齢化」による地域医療の担い手の減少、高齢化による「患者さんの移動手段の確保」等の課題解決を図る。

事業概要：医療MaaSを導入し、県南部の関係自治体との共同利用による巡回診療・訪問診療を実施することで、地域住民の医療アクセスの向上、医師の移動負担の軽減を図り、持続的な医療提供体制の確保に繋げる。
(R7.11月運行開始予定)



厚生労働大臣への政策要望について

要望事項「持続可能な地域医療提供体制の確保」

① 地方における医療人材確保の推進

【要望内容 抜粋】

医師や看護職員等の医療人材の着実な確保・養成や勤務環境の改善等に向け、地域医療介護総合確保基金の国予算の更なる確保を図るとともに、地方において幅広い施策展開が可能となるよう、より柔軟な活用を認めること。

② 医療機関の安定的な運営に資する抜本的対応

現在の診療報酬体系では、人件費・物価高騰に対応できておらず、老朽化等が進む中、医療機関の経営継続が非常に厳しい状況にあるため、医療機関の安定的な運営に資する診療報酬の改定など、柔軟かつ抜本的な措置を行うこと。



令和7年5月15日 福岡厚生労働大臣へ要望
大臣発言

- ・基金については、使い勝手の問題等を含め、引き続き、現場の実情を教えてください。
- ・物価高騰の中、医療機関の経営が厳しいことは認識している。しっかり対応させてください。